

**新型コロナウイルス感染症に係る納税の猶予制度に関するQ & A**  
**(換価の猶予・徴収の猶予)**

**Q 1 資金繰りが悪化して、納期限までに全額を納められない場合**

新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、道税を納期限までに納められない場合の取扱いについて教えてください。

A 1 資金繰りの悪化により、道税を納期限までに一時に納められない方には、申請により最大で1年間の分割納税が認められ、延滞金が軽減又は免除される納税の猶予制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納税できない事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化しておりますので、お早めに最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所の納税担当課にご相談ください。

※ 納税の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目が対象となります。

※ 令和3年(2021年)における延滞金の軽減については、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の年2.5%の割合と納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間の年8.8%の割合が、それぞれ年1.0%の割合となります。

**Q 2 納税の猶予制度の適用を受けられる場合(条件・税目など)**

どのような場合に、納税の猶予制度の適用を受けることができますか。

A 2 納税の猶予制度には、「換価の猶予」と「徴収の猶予」があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することが困難な場合、次の要件のすべてに該当するときは、納期限から6か月以内に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、「換価の猶予」が受けられます。

- ① 道税を一時に納税することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと

なお、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のような個別の事情がある場合は、「徴収の猶予」が受けられることがあります。

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方の状況に応じた猶予制度をご案内させていただきますので、お早めに最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所の納税担当課にご相談ください。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

### Q3 猶予期間中の納税や延滞金の取扱いについて

納税の猶予制度の適用を受けると、最大で1年間猶予が受けられるとのことですが、猶予を受けた道税は、猶予期間の終了時に納税すればよいのでしょうか。また、延滞金の取扱いはどうなるのでしょうか。

A3 納税の猶予制度の適用を受けた道税は、その猶予期間内において、分割して納税していただくことになります。

なお、分割して納税していただく金額は、納税者の方の財産の状況等を踏まえて定めることとなります。

納期限を過ぎると延滞金が課されますが、納税の猶予制度の適用を受けている期間については、延滞金が軽減又は免除されます。

なお、納期限から納税の猶予制度の適用が開始するまでの間は延滞金が発生しますので、納期限前でもお早めにご相談ください。

※ 令和3年(2021年)における延滞金の軽減については、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の年2.5%の割合と納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間の年8.8%の割合が、それぞれ年1.0%の割合となります。

※ 猶予期間内に納税することができないやむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年間猶予される場合があります。

### Q4 財産(棚卸資産など)に損失が生じた場合

当社では、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入っていた食材を廃棄しました。このような場合に、徴収の猶予は受けられますか。

A4 納税者が財産に災害を受けたことにより道税を一時に納税できないときは、申請により、最大で1年間の分割納税が受けられる「徴収の猶予」の制度があります。

新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入っていた食材を廃棄した場合は、「徴収の猶予」が受けられることがあります。

なお、この場合の徴収の猶予を受けたときは、延滞金が免除されますので、お早めに最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所の納税担当課にご相談ください。

※ 「徴収の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります(Q2参照)。

#### **Q 5 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合**

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響で予約のキャンセルが相次いだため、事業に著しい損失が生じました。

このような場合に、納税の猶予は受けられますか。

A 5 納税者が事業に著しい損失を受けたことや著しい売上の減少があったことにより道税を一時に納税できないときは、申請により、最大で1年間の分割納税が受けられる「徴収の猶予」制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で予約のキャンセルが相次ぎ、事業に著しい損失が生じた場合は、「徴収の猶予」が受けられることがありますので、お早めに最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所の納税担当課にご相談ください。

納期限を過ぎると延滞金が課されますが、徴収の猶予制度の適用を受けている期間については、延滞金が軽減されます。

※ 「徴収の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります（Q 2参照）。

※ 令和3年（2021年）における延滞金の軽減については、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の年2.5%の割合と納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間の年8.8%の割合が、それぞれ年1.0%の割合となります。

#### **Q 6 納税の猶予制度の必要書類**

納税の猶予制度の適用を受けるためには、どのような書類を準備する必要がありますか。

A 2 納税の猶予制度の適用を受けるためには、猶予の申請書のほか、「資産及び負債の状況を明らかにする書類」、「今後の収入及び支出を明らかにする書類」、「個別の事情が確認できる書類（徴収の猶予の場合）」などを提出していただく必要があります。

なお、書類の準備が困難な場合は、総合振興局、振興局又は道税事務所の納税担当課が書類に記載すべき項目について、聞き取りにより確認するなどの対応を行っております。

必要な書類の種類や書類の書き方については、最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所の納税担当課にご相談ください。

#### **Q 7 担保の提供**

納税の猶予制度の申請に当たっては、担保の提供が必要でしょうか。

A 7 納税の猶予制度の適用を受けるためには、通常、担保が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予制度の適用を受ける納税者については、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っています。